

占有財産(証書)引渡命令書

|                                                                                                                                                                                                                                                                |     |       |                            |     |              |               |      |              |              |                        |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|----------------------------|-----|--------------|---------------|------|--------------|--------------|------------------------|-------|
| 滞 納 者                                                                                                                                                                                                                                                          |     |       | 住 所<br>(所在地)               |     |              |               |      | 氏 名<br>(名 称) |              |                        |       |
| 滞<br>納<br>金<br>額                                                                                                                                                                                                                                               | 年度  | 期別    | 税 目                        | 税 額 | 延滞金額         | 過少申告<br>不 申 告 | 加算金額 | 重加算金額        | 滞納処分費        | 小 計                    | 納 期 限 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                |     |       |                            | 円   | 法律による金額<br>円 |               | 円    | 円            | 法律による金額<br>円 | 円                      |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                |     |       |                            |     | 法律による金額<br>円 |               |      |              | 法律による金額<br>円 |                        |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                |     |       |                            |     | 法律による金額<br>円 |               |      |              | 法律による金額<br>円 |                        |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                | 合 計 |       | 円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。) |     |              |               |      |              |              |                        |       |
| 引渡<br>命令<br>財産<br>(証書)                                                                                                                                                                                                                                         | 名 称 |       |                            | 数 量 |              | 性 質           |      | 所 在          |              |                        |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                |     |       |                            |     |              |               |      |              |              |                        |       |
| 引渡期限                                                                                                                                                                                                                                                           |     | 年 月 日 |                            |     | 引渡場所         |               |      | 添付書類         |              | 契約解除通知書<br>使用収益(運行)請求書 |       |
| <p>上記の滞納者は、上記の財産のほかに、換価が容易であり、かつ、上記の市税等の全額を徴収することができる財産を有しないと認められますので、当該市税等を徴収するため、国税徴収法第58条第2項の規定に基づき、あなたが占有している滞納者所有の財産(証書)を徴税吏員に引き渡すことを命じます。</p> <p>(根拠法令－国税徴収法第58条第2項、第65条、第71条第3項及び第4項、第73条第5項)</p> <p>年 月 日</p> <p>美唄市長 印</p> <p>〔 占有者の 氏 名 又は名称 〕 様</p> |     |       |                            |     |              |               |      |              |              |                        |       |

注意 1 あなたが上記の財産を滞納者との契約による賃貸権、使用賃貸権その他の権利に基づいて占有している場合において、この引渡しをすることにより占有の目的を達することができなくなる時は、あなたは滞納者との契約を解除することができます。

2 1により契約を解除した場合は、直ちに「契約解除通知書」により通知してください。この場合において、契約の解除によりあなたが損害を受けたとき、又は借賃を支払っているときは、上記財産の売却代金のうちから損害賠償金額又は借賃に相当する金額の配当を受けることができますので、併せて通知してください。

3 1により契約を解除しない場合は、あなたは滞納者との契約期間内(その期限が上記財産の差押えの日から3月を経過した日より遅いときは、3月を経過した日まで)は上記財産の使用収益(運行)をすることができますので、「使用収益(運行)請求書」により請求してください。

4 2又は3による通知又は請求が上記財産の差押えの時までにないときは、3による請求があったものとみなされます。この場合においては、2による配当を受けることはできません。

5 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

6 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

7 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 1 引渡期限は、原則として、命令書を発する日から起算して7日を経過した日以後の日とすること。

2 証書の引渡しを命令する場合には、添付書類欄及び注意書きを消して使用すること。

3 この命令書は、「占有財産(証書)引渡通知書」の添付用にも使用するものであること。